

## 令和4年第2回広川町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 令和4年5月20日

2. 招集場所 広川町議会議事堂

3. 開 会 令和4年5月20日（午前9時30分）

### 4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
2番	丸山幸弘	9番	池尻浩一
3番	竹下英治	10番	原野利男
4番	栗原福裕	11番	梅本哲
5番	江藤美代子	12番	野田成幸
6番	水落龍彦		

### 5. 不応招議員

なし

### 6. 出席議員

応招議員に同じ

### 7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	前田武博
副町長	飯田潤一郎	福祉課長	才所潤一
教育長	富山拓二郎	建設課長	樋口信吾
政策調整課長	丸山英明	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	井上新五
総務課長兼庁舎建設推進室兼 選挙管理委員会書記長	鹿田健	協働推進課長	萩尾勝昭
会計管理者兼 税務課長兼会計室長	中島久見	教育委員会事務局教育次長	樋口尚寿
環境衛生課長	小松朋雄		

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	原野昌文	書記	那須大輔
議会事務局係長	丸山順子		

10. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第3号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
日程第4	承認第3号 広川町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
日程第5	議案第30号 広川町新庁舎町長室等家具購入に係る契約の締結について
日程第6	議案第31号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第32号 令和4年度広川町一般会計補正予算（第1号）について

---

午前9時30分 開会

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和4年第2回広川町議会臨時会を開会いたします。

本臨時会に提出されております議案は、専決処分の報告1件、専決処分の承認1件、契約の締結1件、条例の一部改正1件、令和4年度補正予算1件、計5件となっております。

これらの議案については、後ほど提案者から説明がありますが、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられますよう念願申し上げ、開会の挨拶といたします。

次に、町長より今議会招集の挨拶をお願いいたします。町長。

## ○町長（渡邊元喜）

皆さんおはようございます。本日は令和4年第2回広川町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては大変お忙しいなか御参集いただき、誠にありがとうございます。

初めに、北海道知床沖の遊覧船沈没事故においてお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、いまだ行方不明の方々が一刻も早く発見されることを願うところであります。

新型コロナウイルス感染症は、3月に蔓延防止措置が全国で解除され、規制のないゴールデンウィークを迎えました。ゴールデンウィーク明けの感染拡大が心配されましたが、大幅な拡大には至っておりません。しかし、いまだ感染者数は高止まりの傾向にあります。感染拡大防止に向けて、国は高齢者等への4回目のワクチン接種を決定しました。町でも、4回目のワクチン接種に向けて準備を進めております。

さて、本日の提案につきましては、職員の期末手当減額調整に係る条例改正、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に対する一般会計補正予算など、5件でございます。議案の提案理由につきましては後ほど御説明申し上げますが、慎重な御審議を賜りまして御決定いただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

## ○議長（野村泰也）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、御手元に配付いたしております議事日程第1号のとおりであります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

## ○議長（野村泰也）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録の署名議員は、4番栗原福裕君と10番原野利男君を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

## ○議長（野村泰也）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

会期については、去る5月13日、議会運営委員会に諮ったところ、本日1日間にしたいという案が出ていますが、よろしいかお諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

### 日程第3 報告第3号

## ○議長（野村泰也）

日程第3. 報告第3号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

---

報告第3号

損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり損害賠償額の決定及び和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月20日提出

広川町長 渡邊 元喜

---

詳細につきましては、建設課長をして説明をいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

報告第3号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について説明いたします。  
議案書2ページの専決処分書を御覧ください。

本件は、町道長延逆瀬谷線での倒木に伴う貨物車両の接触破損事故の案件で、当事者との和解が成立しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償額の決定及び和解について専決処分したものであります。

事故は、令和4年3月15日の午前10時頃に発生したもので、広川町大字長延字尾山1759番10地先の町道長延逆瀬谷線を町内在住の方が通過されていた際の事故であります。

事故の状況は、本路線において隣接する山林より樹木の倒木が発生しており、道路側へ突出していたため、走行中の軽貨物車両の左側に接触したもので、サイドアウトパネル及びドアパネル外が損傷しております。

和解の要旨は、町側の過失割合を2割とし、損害賠償額75,121円を事故の相手方に支払うものであります。

対処方法としましては、町が加入しております全国町村会総合賠償保険により、修理費を損害賠償することで相手方と協議が成立しており、示談しております。

説明は以上になります。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第3号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告については、報告のみにとどめます。

日程第4 承認第3号

○議長（野村泰也）

日程第4. 承認第3号 広川町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

---

承認第 3 号

広川町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、広川町町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 20 日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

地方税法等の改正に伴い、本条例の改正について専決処分を行ったので議会へ報告し、承認を求めるものである。

---

内容につきましては、税務課長をして説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

税務課長。

○税務課長（中島久見）

専決第 3 号 専決処分書について御説明いたします。

議案書 4 ページをお願いいたします。

専決理由といたしまして、地方税法の一部を改正する法律等の制定に伴う広川町町税条例の一部改正について、特に緊急を要するが議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 31 日に専決処分を行いました。

概要につきましては、議案書 16 ページの説明資料により御説明いたします。

今回の町税条例の改正は、令和 4 年 3 月 31 日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されましたので、令和 4 年 4 月 1 日に施行、改正すべきものについて、町税条例の一部を改正するものでございます。

個人町民税の内容になりますが、第 34 条の 7 の改正につきましては、寄附金税額控除の適用に対する経過措置の終了に伴う改正です。

旧民法の規定により設立された法人への寄附について、平成 20 年の公益法人制度改革 3 法の施行に伴い、5 年の移行期間が設けられていた現行法人制度への移行が終了した平成 26 年度から起算して所得税の最大遡及期間である 7 年が経過したことによる削除です。

次に法人住民税ですが、第 48 条第 9 項と第 15 項につきましては、地方税法の引用条文の項ずれによるものです。

次に固定資産税に係る改正です。第 73 条の 2 と 73 条の 3 の改正につきましては、固定資産台帳の閲覧や、固定資産税額課税台帳に記載されている事項の証明書の交付事務、課税されているものが住民基本台帳事務に係る DV 支援措置の対象者であった場合に、住所が漏れることを防ぐため、住所部分の削除やアスタリスク表示など、市町村が適当と認める措置をとることができるものとされたものです。

附則第 10 条の 2 につきましては、法律改正に合わせた項ずれの反映と、固定資産税の課税

標準額の特例の割合を定める改正です。

特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づき、貯留機能保全区域として指定を受けた土地について、課税される年度から3年度分に限り課税標準額を軽減するわがまち特例の割合を4分の3とするものです。規定の新設により、第26項と第27項は項ずれを反映しています。

附則第10条の3につきましては、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正です。

一定の条件を満たした場合、改修が完了した年の翌年の1年度に限り、該当住宅に係る固定資産税が3分の1になる特例で、特例の対象となる窓断熱改修工事とあわせて行った太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置工事等も対象として拡充するものです。

附則第12条につきましては、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、現行は評価額の5%のところを2.5%とするものです。

以上で、改正の概要説明を終わります。各改正事項につきましては、8ページ以降の新旧対照表を御覧ください。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから承認第3号 広川町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

## 日程第5 議案第30号

○議長（野村泰也）

日程第5. 議案第30号 広川町新庁舎町長室等家具購入に係る契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

---

議案第30号

広川町新庁舎町長室等家具購入に係る契約の締結について

広川町新庁舎町長室等家具購入について、次のように契約を締結するものとする。

令和4年5月20日提出

広川町長 渡邊 元喜

- 1 事業名 広川町新庁舎町長室等家具購入
- 2 契約額 11,770 千円。
- 3 契約の相手方 福岡県柳川市糶屋町 62 番地  
丸善産業株式会社  
代表取締役 江崎 善隆

#### 提案理由

広川町新庁舎町長室等家具購入のため、条件付一般競争入札により契約者を定めたが、その者と物品購入契約を締結するにあたり、広川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年広川町条例第19号）第3条の規定に基づき町議会の議決を求める。

---

どうぞよろしく願いいたします。

#### ○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第30号 広川町新庁舎町長室等家具購入に係る契約の締結についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第31号

#### ○議長（野村泰也）

日程第6. 議案第31号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

#### ○町長（渡邊元喜）

---

議案第31号

広川町職員の給与に関する条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和4年5月20日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

令和3年人事院勧告に基づく国家公務員の一般職の給与改定の取扱いを踏まえ、職員の期末手当について必要な改正をするもの。また、「次長」の表記を「教育次長」とするものである。

---

内容につきましては、政策調整課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

それでは、議案第31号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書の20ページをお願いいたします。

令和4年広川町条例、広川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正本文におきまして、21ページの新旧対照表の別表第2、別表第3のとおり、教育次長の職名の整理をしております。

附則1項におきまして施行期日、2項におきまして期末手当の減額調整について規定をしております。

この減額調整につきましては、令和3年人事院勧告での期末手当の減額につきまして、令和4年4月に、国家公務員については令和4年6月の期末手当支給に関して令和3年12月に支給された期末手当の額に同月1日における職員の区分ごとに割合を乗じて得た額を減額する法改正がなされております。広川町職員につきましても、同様の条例改正をするものでございます。

附則2項1号におきまして、一般職員につきましては12月に支給された期末手当の127.5分の15、2号におきまして、再任用職員につきましては72.5分の10を、6月の期末手当から減額調整をするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第31号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。



原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 32 号

○議長（野村泰也）

日程第 7. 議案第 32 号 令和 4 年度広川町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第 32 号 令和 4 年度広川町一般会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のうち早急に対応が必要な分の補正予算としております。

予算書 1 ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第 1 条第 1 項のとおり、既定の予算総額に 39,112 千円を追加し、予算総額を 9,571,515 千円とするものです。

2 ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

15 款 2 項. 国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 39,112 千円を増額計上しております。

3 ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

3 款 1 項. 社会福祉費は、緊急生活支援商品券給付事業 7,010 千円を増額計上し、9 款 2 項. 小学校費の 19,691 千円、3 項. 中学校費の 12,411 千円は、給食室空調設置工事をそれぞれ増額計上しております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長兼会計室主幹（丸山英明）

それでは、補正予算の政策調整課に係る分について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の施策といたしまして、社会福祉協議会における生活福祉資金貸付制度の期限延長に合わせて、令和 4 年 8 月末まで延長されましたので、町が行っております緊急生活支援商品券給付事業につきましても延長をするものでございます。

予算書の 6 ページをお願いいたします。

歳入です。

15 款 2 項 5 目. 総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 39,112 千円につきましては、今回補正の歳出に充当する予算として計上をいたしております。

続いて7ページ上段をお願いいたします。

歳出です。

3款1項1目。社会福祉総務費、7,010千円の増額補正につきましては、緊急生活支援商品券給付事業におきまして、先ほど申し上げました延長に伴います対応といたしまして、需用費、役務費、委託料、負担金補助及び交付金におきまして、生活支援商品券給付事業総額7,010千円の補正をお願いするものでございます。

以上で政策調整課分の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

教育次長。

**○教育委員会事務局教育次長（樋口尚寿）**

引き続き、予算書7ページをお願いいたします。

9款2項1目。学校管理費、小学校施設管理費で工事請負費は、上広川小学校と中広川小学校の給食室の空調設置工事です。

合わせまして、9款3項1目。中学校費の学校管理費ですけれども、中学校施設管理費の工事請負費といたしまして同じく給食室空調設置工事となります。

上広川小学校、中広川小学校及び広川中学校の空調設備を整備いたしまして、夏場でも快適に調理ができる環境を整えて感染の防止を図ろうとするものです。令和2年度に感染拡大の影響により学校を一時休業し、その間の授業時数を確保するために夏休みを短縮して授業を行ったといったような経緯がございましたが、そういった場合にも対応できるように、夏季休業を短縮して開校した場合にも対応できるように整備を図るものとなります。

説明としては以上です。よろしくをお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第32号 令和4年度広川町一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和4年第2回広川町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時59分 閉会

以上、議会の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

議 長            野 村 泰 也

4 番 議 員        栗 原 福 裕

10 番 議 員       原 野 利 男